



埼玉県報

第 3061 号
平成 30 年(2018 年)
12 月 7 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 蓮田都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 和光都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 美里第二土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 和光都市計画事業中央第二谷中土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 県道上里鬼石線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（公営企業・財務課）
- 平成 30 年度第 3 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 平成 30 年埼玉県選管告示第 40 号(公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更について)の一部を改正する告示（選挙管理委員会）

規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十四号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第三条第一項中「第二条から第十条まで」を「第二条から第七条まで、第十条」に改め、「特別県営住宅」の下に「(条例第三条第一項第一号から第三号までに掲げる住宅に限る。)」を加え、同条第二項中「条例第十六条第二項一号」を「条例第十六条第二項第一号」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

第四条 埼玉県営住宅条例施行規則第二条から第七条まで、第十条から第二十四条の二まで、第二十六条及び第二十七条の規定は、条例に規定する特別県営住宅(条例第三条第一項第四号に掲げる住宅に限る。)の管理について準用する。

2 前項の場合において、埼玉県営住宅条例施行規則第二条第一項中「条例第八条」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第八条」と、「条例第五条各号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第五条各号」と、同条第二項各号列記以外の部分中「条例第五条第一号から第六号まで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五条第一号から第六号まで」と、「条例第七条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第七条第一項」と、同項第一号中「条例第六条第一項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第六条第一項第一号」と、同項第四号中「条例第五条第一号から第六号まで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五条第一号から第六号まで」と、同条第三項中「条例第五条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用

する条例第五条第七号」と、同規則第五条第一項中「条例第七条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第七条第一項」と、同条第二項第一号中「条例第十一条第一号から第三号まで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第一号から第三号まで」と、同項第二号中「条例第十一条第四号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第四号イ」と、同項第三号中「条例第十一条第四号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第四号ロ」と、同項第四号中「条例第十一条第四号ハ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第四号ハ」と、同項第五号中「条例第十一条第四号ニ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第四号ニ」と、同項第六号中「条例第十一条第五号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第五号」と、同項第七号中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第六号」と、同規則第七条第一項中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項」と、「条例第十三条第二項又は条例第十六条の二第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項又は条例第十六条の二第二項」と、同条第二項中「条例第十三条第一項ただし書」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項ただし書」と、同項第一号中「条例第五条第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第五条第一号」と、同条第三項及び第四項中「条例第十三条第一項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項第一号」と、同規則第十条中「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、同規則第十条の二各号列記以外の部分中「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、同条第一号中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項」と、同条第二号中「条例第十六条の二第二項第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二

第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項第二号」と、「条例第五条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第五条第七号」と、「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十三条第二項」と、同規則第十条の六中「条例第十三条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十三条第三項」と、同条第二号イ中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第六号」と、同条第六号」と、同号口中「条例第十一条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第七号」と、同規則第十条の七中「条例第十三条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十三条第三項」と、同規則第十二条第一項中「条例第十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十四条第一項」と、同規則第十三条第一項中「条例第十五条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第一項」と、同項第三号中「条例第六条第一項第四号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第六条第一項第四号」と、同条第二項中「条例第十五条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第二項」と、同条第二項と、同規則第十三条の二中「条例第十五条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第三項」と、同条第一号ハ中「条例第十五条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第十五条第三項」と、同条第二号ロ中「条例第十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十四条第一項」と、同条第二号ロ中「条例第十一条第四号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第四号」と、同規則第十三条の三中「条例第十五条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第三項」と、同条第二号イ中「条例第十六条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項」と、同条第三号中「条例第十六条の二第一項」とあるのは「埼玉

玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項」と、「条例第十六条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第五項」と、同規則第十三条の六及び第十三条の七中「条例第十五条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第五項」と、同規則第十四条第一項中「条例第十六条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第一項」と、同条第二項及び第三項中「条例第十六条第二項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項第一号」と、同条第四項中「条例第十六条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項」と、同規則第十四条の二中「条例第十六条第二項第四号ロ③」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項第四号ロ③」と、同規則第十四条の二の二及び第十四条の二の三中「条例第十六条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第三項」と、同規則第十四条の二の四中「条例第十六条第四項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第四項」と、同規則第十四条の二の五中「条例第十六条第四項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第四項」と、同規則第十四条の二の七中「条例第十六条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第五項」と、同条第一号イ中「条例第十五条第二項第一号ホからトまで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第二項第一号ホからトまで」と、同条第二項第一号ホからトまで」と、「条例第十六条第二項第三号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項第三号」と、同規則第十四条の二の五中「条例第十六条第二項第五号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項第五号」と、「条例第十六条第二項第三号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項第三号」と、同条第二項第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項第七号」と、同条口中「条例第十五条第二項第一号ホからトまで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十五条第二項第一号ホからトまで」と、「条例第十六条第二項第三号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第二項第三号」と

と、「条例第十六条第二項第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第二項第七号」と、同規則第十四条の二の八中「条例第十六条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第五項」と、同条第二号イ中「条例第十六条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第一項」と、「条例第十一号第四号」と、同規則第十四条の二の十一中「条例第十六条第六項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第六項」と、同規則第十四条の二の十二中「条例第十六条第六項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第六項」と、同条第一号イ中「条例第十六条の二第二項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第一号」と、「条例第十一号第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第二号」と、同規則第十四条の二の十四第一項各号列記以外の部分中「条例第十六条の二第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項」と、同項第一号中「条例第十六条の二第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項」と、同号イ中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項」と、「条例第十一号第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項において準用する条例第十一号第一号」と、「条例第五号第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項において準用する条例第五号第一号」と、同号ロ中「条例第十一号第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項において準用する条例第十一号第六号」と、同項第二号中「条例第十六条の二第二項第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第三号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第三号」と、同条第二項中「条例第十六条の二第二項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八号の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第一号」と、同規則第十四条の五中「条例第十六

条の二第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第三項」と、同条第二号ロ中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第六号」と、同条第四号中「条例第十六条の二第一項第三号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項第三号イ」と、同条第五号中「条例第十六条の二第一項第三号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項第三号ロ」と、同規則第十四条の六中「条例第十六条の二第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第三項」と、同条第二号ニ中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第六号」と、同条第十一号第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第七号」と、同規則第十四条の七中「条例第十六条の二第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第三項」と、同規則第十五条第一項中「条例第十八条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十八条第一項」と、同項第二号中「条例第六条第一項第二号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第六条第一項第二号イ」と、同条第二項中「条例第十八条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十八条第二項」と、「条例第三十一条第一項又は条例第三十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第三十一条第一項又は条例第三十四条第一項」と、同条第三項中「条例第十八条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十八条第三項」と、同規則第十六条中「条例第十九条」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十九条」と、「条例第二十一条第一項後段」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第二十一条第一項後段」と、同規則第十七条中「条例第二十六条」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第二十六条」と、同規則第十八条中「条例第二十八条ただし書」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第二十八条ただし書」と、同規則第十九条中「条例第二十九条ただし書」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第二十九条ただし書」と、同規則第二十条の二

第一項中「条例第二十九条の二第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第二十九条の二第一項」と、同条第二項中「条例第二十九条の二第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第二十九条の二第五項」と、同項第一号中「条例第二十九条の二第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第二十九条の二第一項」と、同条第三項及び第八条の二第二項において準用する条例第二十九条の二第五項」と、同規則第二十一条中「条例第三十条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第三十条第一項」と、同規則第二十二条中「条例第三十一条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第三十一条第一項」と、「条例第十八条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十八条第二項」と、同規則第二十三条中「条例第三十四条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第三十四条第一項」と、同規則第二十四条中「条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項」と、同規則第二十四条の二第二項中「条例第四十三条第四項第十二号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第四十三条第四項第十二号イ」と、同規則第二十五条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第二十五条第一項」と、同条第二項中「条例第四十三条第四項第十二号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第四十三条第四項第十二号ロ」と、「条例第二十五条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第二十五条第二項」と、「県営住宅」とあるのは「特別県営住宅」と、同条第二項中「条例第四十三条第四項第十二号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第四十三条第四項第十二号ロ」と、「条例第二十五条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第二十五条第二項」と、「県営住宅」とあるのは「特別県営住宅」と、同規則第二十六条中「条例第五十四条第四項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第五十四条第四項」と、同規則第二十七条中「条例第五十六条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第五十六条第一項」と、同条第五号中「条例第五十六条第二項第四号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第五十六条第二項第四号」と読

み替えるものとする。

3 条例第八条の二第二項において読み替えて適用する埼玉県営住宅条例第十五条に規定する指定管理者が同条各号に掲げる業務を行う場合における第一項において準用する埼玉県営住宅条例施行規則第二条から第五条まで、第十条、第十条の三から第十条の五まで、第十条の七、第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十三条の四、第十三条の五、第十三条の七、第十四条第一項及び第三項、第十四条の二の四、第十四条の二の七、第十四条の二の九から第十四条の二の十一まで、第十四条の二の十三第一項、第十四条の三、第十四条の四、第十四条の七、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十条の二第二項から第四項まで及び第二十四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

項	県営住宅名	設置場所	特別県営住宅の種別	構造	設置戸数	規格（単位平方メートル）
一	大宮砂住宅	さいたま市見沼区東大宮三丁目	丁種	高層耐火	一七	八一・七二から八二・一八まで
二	与野上落合住宅	さいたま市中央区上落合七丁目	丁種	高層耐火	五	八一・七三
三	春日部内牧住宅	春日部市内牧	丁種	中層耐火	一	七九・三二
四	鴻巣登戸住宅	鴻巣市登戸	丁種	中層耐火	一〇	七三・一四
五	シラコバト住宅	上尾市大字上	甲種	中層耐火	五四〇	四八・一八
			乙種	中層耐火	一〇〇	四三・五六
			丙種	中層耐火	一七〇	三七・二七

備考 特別県営住宅の種別欄中「甲種」とは条例第二条第二号の甲種住宅を、「乙種」とは同条第三号の乙種住宅を、「丙種」とは同条第四号の丙種住宅を、「丁種」とは同条第五号の丁種住宅をいう。

（埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正）

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「二〇」を「一〇」に改め、同表三の項中「一五」を「一〇」に改め、同表四の項を削り、同表五の項中「二八」を「一一」に改め、同項

を同表四の項とする。

別表第二中四の項を削り、五の項を四の項とする。

別表第四中

平成八年度	春日部内牧住宅	六〇、四〇〇	六九、二〇〇	
平成八年度	大宮砂住宅	七〇、七〇〇円以上 七一、四〇〇円以下 で知事が定める額	八一、一〇〇円以上 八一、九〇〇円以下 で知事が定める額	九三、四 九四、三 で知事が

七九、八〇〇
〇〇円以上
〇〇円以下
定める額

を

平成八年度	大宮砂住宅	七〇、七〇〇円以上 七一、四〇〇円以下 で知事が定める額	八一、一〇〇円以上 八一、九〇〇円以下 で知事が定める額	九三 九四 で知
-------	-------	------------------------------------	------------------------------------	----------------

に改める。

、四〇〇円以上
、三〇〇円以下
事が定める額

附 則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百七十号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

蓮田市から蓮田都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

和光市から和光都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百七十三号

さいたま市からさいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百七十四号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千二百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

朝霞市膝折町二丁目ショッピングセンター

埼玉県朝霞市膝折町二丁目九番十八号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 店舗の事業活動に伴って出るごみ（事務室から出る紙ごみなど一般的なごみを含む。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「事業系一般廃棄物」又は「産業廃棄物」となるため、家庭ごみ用の集積所に出すことはできず、市が収集することはありません。同法律第三条等に基づき、市が許可した廃棄物収集運搬業者と契約するなどして、自ら適正に処理してください。また、敷地内のごみの保管について、近隣の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理してください。

(2) 特定施設の場合は、区域区分及び時間帯により事業場等から発生する騒音に対して規制基準が設けられておりますので、規制基準を遵守してください。

二 縦覧期間

平成三十年十二月七日から平成三十一年一月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー川越今福店

埼玉県川越市今福千四百四十六―二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 西側出入口（出入口②）前の交差点に、誘導員等を配置し、事故等が無いようにしっかりと誘導をするよう願います。
- (2) 県道川越所沢線から西側出入口（出入口②）までの私道上において、歩行者・自転車の動線を確認するなど、安全対策を願います。
- (3) 西側出入口（出入口②）前の交差点において、「止まれ」等を用いた優先関係の明確化をするよう願います。
- (4) 駐車場内において矢印などを用いた進路の明確化と、「止まれ」等を用いた優先関係の明確化をするよう願います。
- (5) 騒音苦情が発生しないよう近隣住民へ配慮した運営を行ってください。また、苦情が発生した場合には適切に対応してください。
- (6) 児童・生徒の安全に充分配慮した上でのご対応をお願いいたします。

二 縦覧期間

平成三十年十二月七日から平成三十一年一月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美里第二土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	中 島 勲	埼玉県児玉郡美里町大字白石千百七十九番地

告 示

埼玉県告示第千二百七十八号

三郷市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により和光市中央第二谷中土地区画整理組合から和光都市計画事業中央第二谷中土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>字内出二一二番七地先まで</p>	<p>児玉郡神川町大字中新里字内出二〇七番五地先から同郡同町大字中新里</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇二 一一・〇二</p>	<p>九・六〇 一一・〇二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>六〇・五〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>自転車歩行者道整備工事による</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県公営企業告示第五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成三十一年度及び平成三十二年度において埼玉県企業局が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成三十年十二月七日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

競争入札に参加することができる者は、平成三十年埼玉県告示第八百五十七号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

告 示

埼玉県公安委員会告示第218号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成30年12月7日

埼玉県公安委員会委員長 齋藤 公 子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成31年1月16日（水）

イ 技能審査

平成31年1月19日（土）及び1月22日（火）から1月25日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

平成31年1月29日（火）から2月1日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成30年12月7日（金）から12月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日
午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告 示

埼玉県選管告示第四十四号

平成三十年埼玉県選管告示第四十号（公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年十二月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

表施設の名称の欄中「(新)北袋自治会館会議室」を「(新)北袋町自治会館会議室」に改める。